

特定親族特別控除の創設

19歳以上23歳未満の子等の合計所得金額が95万円以下の場合、親等は特定扶養控除と同額(45万円)の所得控除を受けることができます。また、合計所得金額が95万円を超えた場合においても、合計所得金額123万円までは子等の所得に応じた控除を受けることができます。

※2025年中(1月1日から12月31日)の収入に対して課税される、2026年度(令和8年度)の個人住民税(市県民税)から適用されます。

●対象者

以下のいずれにも該当する方と生計を一とする納税義務者

- ・年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者および青色事業専従者等を除く)
- ・合計所得金額が58万超123万円以下

(給与収入のみの場合は、収入金額123万円超188万円以下)

●控除額

特定親族の合計所得金額 (収入が給与のみの場合の収入金額(注))	特定親族特別控除額
58万円超95万円以下 (123万円超160万円以下)	45万円
95万円超100万円以下 (160万円超165万円以下)	41万円
100万円超105万円以下 (165万円超170万円以下)	31万円
105万円超110万円以下 (170万円超175万円以下)	21万円
110万円超115万円以下 (175万円超180万円以下)	11万円
115万円超120万円以下 (180万円超185万円以下)	6万円
120万円超123万円以下 (185万円超188万円以下)	3万円

(注)特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。